



佐賀県公報

平成18年
1月27日
(金曜日)
第12709号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

(四・下水道課)

告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(三五・長寿社会課)

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(三六・")

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(三七・")

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止

(三八・")

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止

(三九・")

○都市計画事業変更の認可

(四〇・まちづくり推進課)

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課)

○落札者等の公示

(医務課)

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

(建築住宅課)

○佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画

(森林整備課)

公布された規則のあらまし

○浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(規則第四号)

1 浄化槽法の改正に伴い、浄化槽の廃止の届出に係る規定及び様式を削ることとした。(第三条、第四条及び様式第四号関係)

2 地方自治法の規定に基づく市町村の合併に伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第一号、様式第三号)
3 この規則は、平成一八年二月一日から施行することとした。ただし、2については、平成一八年三月二〇日から施行することとした。

○規則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(昭和六十年佐賀県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三条の届出書」を削り、同条を第三条とする。

様式第一号から様式第三号までの規定中「村」を削る。
様式第四号を削る。

附則

この規則は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第三号までの改正規定は、平成十八年三月二十日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第三十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社長生館
所在地 鳥栖市轟木町千四百七十三番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 グループホーム元気
所在地 鳥栖市轟木町千四百七十三番地
- サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
- 二 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社創明プロジェクト
所在地 唐津市町田二千四百四十番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ぼっかぼか・ハートケア伊万里福祉用具貸与事業所
所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七
- サービスの種類 指定福祉用具貸与
- 三 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社ジョウジマ
所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 グループホームふるさと伊万里
所在地 伊万里市南波多町大川原四千二百二十四番地一
- サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
- 四 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社中野健康開発センター

- 所在地 伊万里市南波多町府招四千九十二番地五
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービスほっと
- 所在地 伊万里市南波多町府招四千九十二番地五
- サービスの種類 指定通所介護

◎佐賀県告示第三十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十八年一月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人あさひ

所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二

- 三 事業所の名称及び所在地

名称 特定非営利活動法人あさひケアプラン太陽

所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二

◎佐賀県告示第三十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
通所介護	デイサービス あおば	唐津市千代田町二一〇九番地六七	唐津市和多田大土井六番五六号	平成一七・五・一

●佐賀県告示第三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	塩田町社協ホームヘルプサービス	藤津郡塩田町大字馬場下甲一九六七番地	平成一七・一二・三一
訪問介護	七山社協ホームヘルプサービス	東松浦郡七山村大字滝川一〇三六番地一	平成一七・一二・三一
通所介護	七山社協デイサービスセンター	東松浦郡七山村大字滝川一〇三六番地一	平成一七・一二・三一

●佐賀県告示第三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
塩田町社協ケアマネジ メントサービス	藤津郡塩田町大字馬場下甲一九六七番地	平成一七・一二・三一
七山社協居宅介護支援 センター	東松浦郡七山村大字滝川一〇三六番地一	平成一七・一二・三一

●佐賀県告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可した。

平成十八年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 施行者の名称
小城市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
小城市計画道路事業 三・五・三号 本町西小路線
- 三 事業施行期間
平成九年三月七日から
平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年3月20日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年1月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ライブラリアンズ・ネットワーク佐賀

(2) 代表者の氏名 杠 美恵子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号 i スクエアビル 3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、社会生活を送るための必要な知識・情報を入手し、誰もが文化的生活を営めるように、司書の専門知識とネットワークを生かし、情報活用や読書推進、図書館活動に関する事業を行い、情報格差のない充実した、豊かな地域文化の発展と市民生活に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年3月20日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年1月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 NPO緑聖会

(2) 代表者の氏名 武村 正俊

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県杵島郡大町町大字福母3071番地41

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大町町及び近隣地域に居住する障害者に対して、社会生活を営む上で必要な福祉に関する事業を行い、差別のない人にやさしい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年1月27日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館 河 野 仁 志

- 1 購入物品名及び数量

マルチスライスCT装置 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 3 契約の相手方を決定した日

平成17年12月26日

- 4 一般競争入札の公告日

平成17年11月14日

- 5 契約相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社自治体病院共済会 代表取締役 下川 泰

(2) 住所

東京都千代田区紀尾井町3番27号

6 契約価格

187,950,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館 業務課用度担当
- (2) 所在地 佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年1月27日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市田代外町字堤577番10、587番1及び577番10地先の道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市田代上町285番地 権藤 重雄

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
30	唐津市浜玉町浜崎字大西浦 1786番3、1786番4、1787番 1及び1803番4	平成18年 1月18日	4.01～ 4.46	42.0

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により佐賀東部地域森林計画を定め、同条第4項の規定により佐賀西部地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり当該地域森林計画を縦覧に供します。

平成18年1月27日

佐賀県知事 古川 康

縦覧する森林計画	縦 覧 場 所
佐賀東部地域森林計画	佐賀県県土づくり本部森林整備課 佐賀中部農林事務所、鳥栖農林事務所、武雄農林事務所及び 鹿島農林事務所 佐賀市役所、鳥栖市役所、多久市役所、武雄市役所、鹿島市 役所、小城市役所及び嬉野市役所 神埼町役場、東脊振村役場、脊振村役場、基山町役場、みや き町役場、上峰町役場、山内町役場、北方町役場、大町町役 場、江北町役場、白石町役場及び太良町役場
佐賀西部地域森林計画 変更計画	佐賀県県土づくり本部森林整備課 唐津農林事務所及び伊万里農林事務所 唐津市役所及び伊万里市役所 玄海町役場、有田町役場及び西有田町役場

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年一月二十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷